

瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金 募集要領（令和7年度）

募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで

募集対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中心市街地商店街※の空き店舗において新たに店舗又は事業所として開業しようとする者で、専ら一般の消費者を顧客とする事業及び集客効果のある事業を開始する者（以下「事業者」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者。

※ 中央通商店街、銀座通り商店街、末広町商店街

- (1) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める業種のうち別表第1に掲げる業種であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。
- (2) 空き店舗に係る売買契約又は36月以上の期間の賃貸借契約を締結したものであること。ただし、売買契約の場合は、令和6年度又は令和7年度に契約を締結したものであること。
- (3) 中心市街地の活性化に寄与すること。
- (4) 3年以上継続して営業することが見込まれ、週5日以上かつ1日4時間以上営業を行うこと。
- (5) 市税の滞納がないこと（法人の場合は代表者を含む。）。
- (6) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員又は構成員となっていないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

別表第1

大分類	中分類	備考
G 情報通信業	37 通信業、38 放送業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を除く。
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業、80 娯楽業	

○教育、学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業	
P医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業	
Rサービス業（他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業、95 その他のサービス業	

補助内容

補助対象事業の名称	補助対象経費	補助金の算出式※ 1	補助限度額	補助期間等
家賃補助事業	空き店舗の使用を開始した日の属する月から起算して 1 2 月分の賃借料であり、賃貸借契約に基づき支払われたもの（消費税等は除く。）	1 月当たりの賃借料の 2 分の 1 以内。 ただし、賃貸借契約の開始又は終了において賃貸借契約日数が 1 月に満たない場合は、実際に支払った賃借料により計算する。	1 か月当たり 5 万円	1 申請者につき 1 回限りで 1 2 月以内
店舗改装費補助事業	中心市街地への新たな出店に必要な店舗改装費（消費税等は除く。） （床、天井・壁、照明、エアコン、外装工事、給排水設備工事、空調設備工事、電気設備工事、解体工事）	経費の 3 分の 1 以内	1 申請につき 5 0 万円	1 申請者につき 1 回限り※ 2

※ 1 算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※ 2 店舗改装費補助事業の補助期間等は交付決定をした日の属する会計年度に限るものとし、会計年度をまたぐことを認めない。

提出方法・提出書類について

受付場所：瀬戸蔵 3 階（瀬戸市蔵所町 1 番地の 1） 商工観光課まで直接ご持参ください。（郵送不可）

受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土日、祝日、瀬戸蔵休館日（5 月 2 6 日（月））は除く）

提出書類：以下の書類を提出してください。

	提出書類	備考
1	事業計画書	市 HP からダウンロード
2	建物賃貸借契約書若しくは売買契約書の写し、 又は建物賃貸借の予約に係る覚書	市 HP からダウンロード （建物賃貸借の予約に係る覚書）
3	改装費用に係る見積書（写し）	店舗改装費補助事業を申請する場合のみ
4	事業実施位置図	任意様式
5	事業実施物件の平面図	任意様式
6	許認可証（写し）	許認可が必要となる事業を実施する場合のみ

7	誓約書兼同意書	市 HP からダウンロード
8	改装前の現場写真	店舗改装費補助事業を実施する場合のみ
9	団体の定款、規約、名簿（役員・会員）等	法人又は団体等が申請する場合のみ

事業計画書及びその他様式は、瀬戸市ホームページからダウンロードできます。



募集期間から実績報告までのスケジュール

- 募集期間 … 5月1日（木）～5月30日（金）
- 選考 … 6月中旬（予定）
- 選考結果通知 … 7月上旬（予定）
- 交付申請 … 選考結果通知日以降速やかに提出してください。
- 交付決定通知 … 交付申請後、原則30日以内に通知します。以降、補助事業に着手可能となります。
- 変更申請 … 補助金申請金額や事業内容に変更がある場合のみ提出してください。
- 実績報告 … 補助対象事業を完了した日以後30日以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出してください。

選考について

(1) 選考方法

瀬戸商工会議所、中央通商店街振興組合、銀座通り商店街振興組合及び末広町商店街振興組合の意見をもとに市長が決定します。

(2) 評価項目

選考に当たっては、提出資料に基づき、以下の項目について総合的に評価します。

- ① 事業計画及び資金計画の妥当性
- ② 事業計画の継続性
- ③ 中心市街地活性化の寄与度

(3) 選考結果通知について

申請者全員に対し、文書によって選考結果の通知を行います。

注意事項

(1) 事業確認

実績報告時には、補助事業の実施状況を確認できる写真、図面等のご提出をお願いします。また、補助事業の実施状況を現地で確認させていただきます。

(2) 支払関係

請求書、納品書、領収書等の宛名は「〇〇株式会社」「瀬戸太郎」のように必ず申請者名でもらってください。宛名が違う場合は補助対象として認められません。原本を紛失した場合も対象として認められませんのでご注意ください。

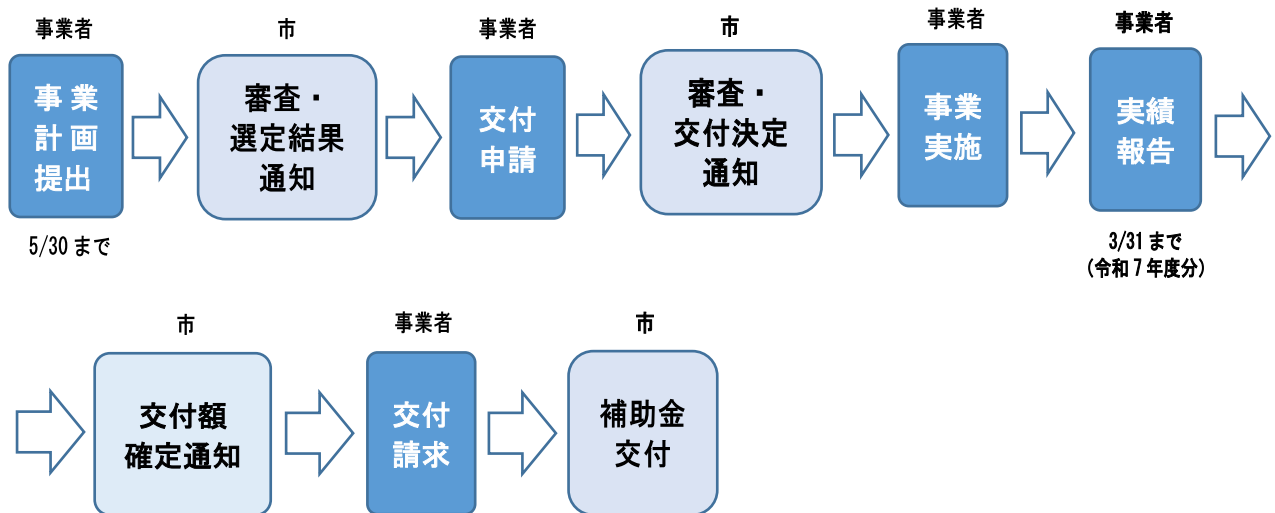
1万円以上の支払いは必ず「銀行振込」としてください。現金、小切手、クレジットカードなど銀行振込以外は補助対象として認められません。1万円未満は現金支払いも可能ですが、必ず領収書を

受領してください。

(3) 保管義務

帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、令和1・2年度末まで保管する義務があります。また、その期間に調査をさせていただく場合があります。

■スケジュールイメージ：家賃補助申請について



■スケジュールイメージ：改装費補助申請について

